# 福岡市における再生水利用の取組み

有働健一郎

# 1. はじめに

福岡市は、一級河川がないなど地理的に水資源に恵まれていない都市である。1978年には、かつてない少雨により、ダムは完全に干上がり、287日間の給水制限を経験した(写真-1)。当時の福岡市は、通称「福岡砂漠」とまで呼ばれる大渇水に見舞われ、水不足による甚大な被害を受けた。

この大渇水を教訓に福岡市では、水は限られた資源であることを強く認識し、1979 年(渇水の最中)に、市民の代表である市議会と一体となり「福岡市節水型水利用等に関する措置要綱」(以下、「節水要綱」という)を制定するとともに、市民・事業者・行政が一体となった、「節水型都市づくり」に取り組んできたところである。



写真-1 市域を代表する河川 (那珂川) 上流のダム

この取組みの一つとして、下水処理水を雑用水に再利用する「下水処理水循環利用モデル事業」(現名称は「再生水利用下水道事業」(以下、「再生水事業」という))の採択を受け、1980年6月に日本で初めて、再生水を市役所や中央警察署など公共施設のトイレ洗浄用水として供給を開始した(現在、再生水の利用用途はトイレの洗浄用水と公園街路等の樹木への散水用水である)。

## 2. 節水型都市づくり

福岡市が取り組んだ、「節水型都市づくり」は、次の4つの柱から構成される(図-1)。



#### (1)節水型機器の普及

衛生陶器メーカーと節水便器の研究等を行い、 1回あたりの洗浄水量 10 リットル以下の節水便 器を開発し指定をした。また、節水コマの無償提 供などにより節水効果を図った。

#### (2)水道水の効率的供給

1981 年に水道局で水管理センターの運用を開始し、流量調整や水圧コントロールにより漏水の抑制・効率的な水運用を行った。現在では国内トップレベル(97.2%)の有効率を誇っている。

#### (3)節水意識の高揚

小中学校向け副読本を作成し、節水教育を授業に取り入れた。他にも、水道局ホームページで節水方法、貯水量等の情報提供や広報誌「水だより」の全戸配布を行い、節水意識の啓発を行っている。 (4)雑用水道の普及

大型建築物等のトイレ洗浄用水として雑用水道 の設置指導を行い雑用水道の普及による節水に取 り組んだ。なお、当初の雑用水道の位置づけは次

のとおりとなっていた。

Fukuoka Wastewater Reuse Strategy for Water Sustainability

## 1)広域循環型雑用水道(再生水)

下水処理場において処理された下水処理水 を原水として、再生処理施設でさらに高度 処理し、雑用水道として特定の地域に供給。

#### 2)個別循環型雑用水道

事務所ビルなど 1 つの建物の中で、その建物内で発生する生活雑排水を自家処理して維用水道として循環利用。

3)地区循環型雑用水道(現在は存在しない。) 比較的まとまった狭い地域(大規模な集合 住宅や市街地再開発地区など)で、複数の 建物から発生した排水を 1 箇所に集めて処 理し、雑用水道として利用。

## 3. 再生水供給区域

1979 年に日量 400m³の再生処理施設を中部水処理センター内に建設し、翌 1980 年には当初の供給先として福岡市の中心部にあたる、天神までの公共施設 12 箇所を対象に再生水の供給を開始した。1989 年からは天神・渡辺通り地区、シーサイドももち地区を供給区域と定め、民間の大型ビル等を含め再生水の利用拡大を図った。

再び大渇水を経験した翌年の 1995 年には博多駅周辺地区、都心ウォーターフロント地区を加え、さらに 2003 年からは香椎地区、アイランドシティ地区を対象に、東部水処理センター内に建設した再生処理施設から再生水の供給を開始した。 2014 年現在の再生水供給区域は142km² となっている。以下に現在の再生水供給区域を示す(図·2)。

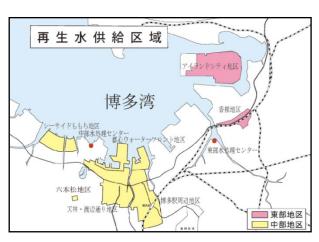


図-2 再生水供給区域

## 4. 再生処理施設

再生処理施設は中部・東部水処理センターの2箇所に設置しており、各々の地区に再生水管を布設し、利用先の需要量に合わせ、加圧ポンプの圧力制御で供給を行っている。以下に再生処理施設の概要を示す(表-1)。

表-1 再生処理施設

		中部再生処理施設	東部再生処理施設		
施設外観					
供用開始		1980年6月1日	2003年7月7日		
施設能力	現有能力	8,500m3/日	1,600m3/日		
	認可能力	10,000m3/日	1,600m3/日		
処理フロー		凝集沈殿+ろ過+オゾン+塩素消毒+仕上げろ過	凝集沈殿+オゾン+生物膜ろ過+塩素消毒		

ここでは、中部再生処理施設の処理方式を代表して説明する。嫌気好気活性汚泥法による二次処理水を原水として、①凝集沈殿処理(ポリ塩化アルミニュウム添加による不純物の除去)、②前繊維ろ過(繊維ろ材により不純物をろ過)、③オゾン処理(オゾンの酸化力による脱色・脱臭)、④塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウムによる消毒)、⑤仕上繊維ろ過(繊維ろ材と目幅 32 ミクロンのスクリーンを通して不純物を最終ろ過)をして供給するシステムとしている。以下に中部再生処理施設の再生処理フローを示す(図-3)。

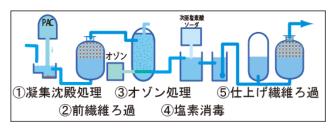


図-3 再生処理フロー (中部)

再生水事業は国土交通省の補助金と利用者からの料金収入により運営を行っており、再生水管は利用者からの要請に合わせ布設し、再生処理施設の整備は送水量の伸びに合わせて段階的に増強するなど、効率的且つ効果的な整備を行っている。

中部再生処理施設は 2014 年度末に能力を 10,000m³/日とすべく、整備を行っているところ であり、次頁に中部の施設能力増強の推移を示す (図-4)。



図-4 中部再生処理施設能力増強の推移

年代 1980~1988 1989~1998 1999~2000 2001~2006 2007~2012 2013~ フロ 凝沈+オゾン+砂ろ過 凝沈+オゾン+砂ろ過 凝沈+前ろ過+オゾン 同左 (施設全面更新) 砂ろ過+オゾン+塩素 オゾン+砂ろ過+塩素 +塩素+仕上げろ過 十塩素 +塩素+仕上げろ過 2.000→3.000→4.500 能力 400m3/日 6,300m3/日 6,300→7,200m3/日 7,200m3/日 8,500→10,000m3/日 →6,300m3/日 ※原水安定化に伴う ※仕上げろ過追加 ※システム最適化 ※鉄, マンガンによる 対策 ユスリ蚊対策 能力アップ 水質向上

表-2 中部再生処理施設の変遷

再生処理施設の段階的な増強にあたっては、単に能力アップを行ってきた訳ではなく、利用者からの要望に応じてシステムの見直しなどを行いながら水質の向上も図ってきた。上記に中部再生処理施設の変遷を示す(表-2)。

この様に利用者からの理解も得ながら段階的に 増強をしてきた福岡市における「再生水事業」の 2013 年度末現在の送水量は日平均で約 5,364m<sup>3</sup>、 供給箇所数は 406 箇所(日本一)となっている。 以下に供給箇所数と送水量の内訳を示す(表-3)。

表-3 供給箇所数と送水量の内訳

	中部地区	東部地区	計
供給箇所数	377	29	406
日平均送水量(m3/日)	5,216	148	5,364
日最大送水量(m3/日)	6,505	454	

# 5. 再生水管

再生水を水処理センターから離れた市街地で使用するには、水道同様にパイプが必要になる。

現在、再生水管は $\phi$ 75mm $\sim$ 350mmのダクタイル鋳鉄管を公道に布設しており、その総延長は

## 100kmを超えている。

再生水の供給区域内では、同じ道路の中に再生水管と水道管が混在する形となるので、再生水管は一目で再生水とわかるように、管の外面に黄色の塗装を施し、外面の腐食防止と識別を兼ねた黄色のポリエチレンスリーブを巻き、道路掘削の際にも再生水管を破損させないように上部に標識テープを入れて布設している。以下に再生水管布設状況を示す(写真-2)。



写真-2 再生水管布設状況

#### 6. 条例化

当初、「節水要綱」による節水型都市づくりの 一環として始めた「再生水事業」は、1989年か らの民間ビルへの再生水供給を皮切りに「下水処 理水循環利用モデル事業実施要綱」(後に、「福岡 市再生水利用下水道事業実施要綱」(以下、「再生 水要綱」という。)) により、契約書を取り交わし て供給を行ってきた。

しかし、①市民と一体となった節水の更なる推 進(地区循環がなくなり、雨水利用等新たな視点 での対応が必要となった。) ②法的根拠の明確 化、普及促進(建築基準法の改定に伴う民間の指 定機関での建築申請が可能になり要綱での指導が 困難になった。) ③地方自治法の改正(地方分権 一括法の施行により、"義務を課し、又は権利を 制限するときには、条例によらなければならない "と規定された。)などから、「節水要綱」を条例 化しなければいけない状況となった。併せて、 「再生水要綱」も同時に条例とすることとし、 2003年12月1日付け雑用水道の設置を義務付 けるなどの「福岡市節水推進条例」と再生水利用 に関する手続き、料金等を明記した「福岡市再生 水利用下水道事業に関する条例」(以下、「再生水 条例」という。)を施行した。

「再生水条例」に規定する料金は、利用者が水 道水と再生水を併用利用する際に、水道水のみの 利用より 2~4 割程度安価になるように基本料金 無しの 3 段階従量料金制として、イニシャル・ラ ンニングコストを回収できる料金設定とした。以 下に水道料金と再生水料金の比較を示す(図-5)。

### ●水道(上水)料金 基本料金

## ●再生水料金 基本料金

従量料金

40m m	10,920円	10m³ まで		175円/m³		100m³ まで	150円/m³
50m m	21,100円	11m3~30n	13	243円/m³	0	101m <sup>3</sup> ~300m <sup>3</sup>	
75m m	59,700円			335円/m³			350円/m³
100m m	129,200円	101m <sup>3</sup> ~30	Om <sup>3</sup>	416円/m³		301m NT	350H/III
150m m				497円/m³			
200m m	511,000円	1,001m³ 以	上	542円/m³			
(円)							
600	水道	紅料金 ※再生	水料金の 1.			5	42
500	再生	水料金		4	97		1
400			416			350	
300.	335		300			JJ0	
17	150						
100							
(	010 30 50	100	200	300 600	1,000	2,000 -	$\sim$ (m <sup>3</sup> )
		※水	道従量	料金はメ・	ーターロ	径 40 mm以	(上の料金

図-5 水道料金と再生水料金の比較

#### 7. おわりに

「再生水事業」は 1980 年の供給開始から今 年度で 35 年を迎えたが、再生処理施設の変遷 でもふれたように、福岡市の「再生水事業」は 様々な課題を乗り越えて、現在に至っている。

モデル事業として一部の集合住宅へ供給を 行っていたシーサイドももち地区では、集合住 宅内において便器やロータンクの汚れ、給水管 の閉塞や、ストレーナの目詰まり、メーターや 弁類等給水装置の故障など様々なトラブルが発 生した。トラブルの原因調査から対策に至る検 討を行うために 1998 年に協議会、1999 年に研 究会を立ち上げ、提言書をまとめ、再生処理シ ステムの見直しや雑用水道技術指針の改定など を行い対処した。

その協議会、研究会は学識経験者や地元住民、 管工事協同組合理事長や商工会議所事務局長、 九州山口経済連合会開発部長、行政等が委員と なっていたが、当時の土木研究所主任研究員で あった小越 真佐司 氏に非常勤委員としてご参 加いただき、再生処理システムの見直しや再生 水利用設備の腐食抑制検討において技術的なア ドバイスをいただいた。

また、その後も当時、国土技術政策総合研究 所研究官の田嶋 淳 氏に、再生処理システム見 直し後の再生水の水質や汚れに関するメカニズ ムを検証いただくなど、福岡市の「再生水事業」 にご尽力いただいた。改めて感謝申し上げます。

#### 参考文献

- 1) 福岡市節水推進条例及び同施行規則
- 福岡市再生水利用下水道事業に関する条例及び同 施行規則
- 3) 集合住宅の再生水利用について(提言)
- 集合住宅における再生水利用設備基準について (提言)

有働健一郎



福岡市道路下水道局総務部 下水道経営企画課長 Kenichiro UDO